

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社増田建設	1か月
代表者氏名	代表取締役 増田 和巳	
本店所在地	御前崎市白羽 5256-2	

3 入札参加停止の理由

静岡県御前崎港管理事務所発注の令和4年度御前崎港局部改良等工事（東3・4号岸壁防食工）において、令和5年3月23日に落札が決定したが、同年3月31日、下請け業者との契約が困難であることを理由に、契約を辞退した。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年4月21日から令和5年5月20日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内